

(仮称) 新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第39回平成22年8月19日開催 午後6時30分から午後11時32分 第2委員会室

出席委員 座長

区民検討会議 : 高野副座長、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会: 針谷副座長、木全委員、加賀美委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員

欠席者: 大友委員、山田委員 傍聴者: 2名

1 本日の進め方について

- (1) 条例素案答申(案)について
- (2) 条例素案について
- (3) パブリック・コメントについて

2 議題

座長

・第39回の検討連絡会議を始めたい。

・それでは早速議題に入るが、もう既に延長を繰り返しておわかりだと思うので詳しいことは申さないが、一応素案の検討について残された課題を今日上げなければならない、前文とそれから住民投票、地域自治、その他の事項というのを順次上げていくということにする。

それからパブリックコメントについての回答を確認していただくということ、それから3番目に条例素案全体の取りまとめについて意見があればここで検討すると、こういうこと。

最初に素案の検討について、まず前文について、検討チーム3でお願いしてある。

→チーム3の検討結果を御報告する。

「ですます調」でやりたいという結論を出している。ただ、これについては、条文という形になる際に、文書法制のほうに文書的に「である調」でなければいけないというところがある場合についてはそれは従うが、チーム3としては「ですます調」でいきたい。

1段落目は前回と同様で変更なし。

第2段落は前回議論があったが、冒頭の「1947年」が先にあったところについて元号を先に持ってきて、「昭和22年(1947年)に牛込・四谷・淀橋の三区が合併して誕生した新宿区は、江戸城につながる市街地として」——「計画的」にというのがあったが、「市街地として発展した地域、新宿駅を中心とした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。」。

第3段落だが、前回「私たち新宿区は」の次に「今、名実ともに」ということがあったが、それを削除して、その後に「この地には」というのを入れた。前回の案では、「さまざまな目的を持った人々がこの地に集い、国内外の人々の日常生活や活動の場となり」とあったが、より読みやすく「ともに暮らし、さまざまな目的を持った」、そして「人々」となっていたところを「多くの人が集い」という形で整理をした。

第4段落。前は、「この地を舞台に活躍した文学界を初めとするきら星のごとき幾多の人材」という形が、前回の議論及びチーム3の検討結果、「夏目漱石」という記載をして文言整理をした。

「私たちの新宿区は、人々が営営として」——この「営営」という場合には漢字を二文字重ねたほうが正しいと、「営営」とした。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く新しい文化の発信源として、進取の気風にあふれたまちであり」となりましたが、「進取の気風に富み、エネルギーに満ちた庶民のまちです。

こうした歴史的・文化的遺産や地域の風土は」——前回、「地域的風土」となっていたが、「地域の風土は、新宿区の持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。」とした。

2ページ目。

「今、待望久しかった地域自治の時代の幕が」というところを「今、地域自治の時代の幕が開けようとしています。」とした。

前は「市民主権の旗印の下に」は「地域主権の下」という形で次の第8段落へ挿入をした。

最後の段落は、全体的に読みやすい表現にするとともに、最後の2行目に「ここに新宿区の」というのを挿入した。「私たちは、世界からこの地に集う人々と共に、互いの持つ多様性を認めあう多文化共生社会の実現を目指すとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府をつくり上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。」。(行政委員)

→(議会) 小委員会がすぐ次の日にあり、大変よくできているということだが、「今、地域自治の時代の幕が開けようとしています」というのはちょっと固い、あるいは古風、あるいはもうちょっとわかりやすくというようなことで、「今、地域自治の時代を迎えようとしています」ということではいかがかと、御検討いただければと。(議会委員)

→ここに第2段落の2行目のところで、「江戸城につながる」というところだが、これは新宿区の歴史を調べると、新宿区の現在の町並みは江戸時代から計画的に武家屋敷や寺社を配置して、それで町並みとかいろいろな形で今の市街地を形成されてきたということなので、この「計画的に」という言葉を削ることによって、言葉がちょっと。考慮していただきたい。(区民委員)

→2段落目の元号と西暦のことだが、ここでは元号が先になっているが、このようにした理由を教えてください。(区民委員)

→前回議論になったが、チーム3としては、現在の条例等の書き方がいわゆる「昭和」が先にあるということで、チーム3としてはこういった形にしようということだ。(行政委員)

座長

・新宿区の現存する条例は元号括弧西暦という慣例になっている、そういうことね。それとの整合性ということで。

→「営営」については、意味で見ると、せっせと休みなく励むさま、しきりに往来するさまで、あくせくと働くさま等、やはり漢字で見ると「営営」と同じ漢字になっている。(議会委員)

→「営営として」というのはそんなに珍しい言い方ではなくて、こういうことを言い争うとするときには使われている言葉ですから、私はこのままでいいと思いますけれども。(区民委員)

座長

・どうですか、「営営」でいいか。

・どうでしょうね。よく見る表現ではある。いいか。

先ほどの「計画的に」というところについてはどうか。「計画的に発展した地域」というのは挿入で済む話か。

これはいかがか。チーム3でも「計画的に」を削るに当たっての議論はあったと思うが。

→行政のほうで調整してもらった時の話では、計画的にしたかどうかかわからないではないかという話で、それで削った。だから、それは今のお話でこれを入れなければアウトだね。(区民委員)

→入れてはいけないということはない。読みやすいという形で。ここだけ「計画的に」というのが入ると、ほかは計画的じゃなかったのというような議論もあったと思うが、そういう深い意味での「計画的に」という意味ということなら、全体的によいのではないかということであれば。削ったほうがという話ではない。(行政委員)

座長

・江戸の都市計画って研究している人がいるぐらいで、江戸の都市計画という言葉は成り立っているというか、学界では使っているよね。それを「計画的に」という表現でいいかどうかというのはあるが、どうか。

→そこの部分は、「昭和22年(1947年)に牛込・四谷・淀橋の三区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿区を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。」という形でできればやっていただきたい。(区民委員)

座長

・なるほど。「江戸時代から計画的に市街地として発展した地域」というふうにすると。

・では、そういうことでよろしいか。

そしたら、あと出ている意見では次のページの冒頭、「地域自治の時代の幕が開けようとしています」、これを「地域自治の時代を迎えようとしています」というようなニュアンスにしたらどうか、

こういうことだが、これについて御意見を伺う。だれかが幕をあけようとしているのか。

→そういうふうにしたのは私が発端だが、「幕が開けよう」というのはおどろおどろしい感じがして、もっとシンプルにしたほうがよいのではないかなという感じがした。（議会委員）

座長

・これチーム3としてはこだわる表現というわけではないでしょう、古いほうが。

地方分権改革のときに、「分権時代がやってくる」という言葉を使って、先生方にこっぴどくしかられたことあるが。だれが運んでくるのだといって。そういう意味では大変表現が難しいところだ。

→「地域自治の時代の幕が開けようとしています」というと、幕がみずからあけようとしているのかという主語が非常に不明確だよね。そうすると、そういった意味では「時代を迎えようとしています」というほうが客観的なのでいいと思う。（行政委員）

座長

・確かに。これでいいか。

区民委員は大体地域自治の時代って来ようとしているのかどうかという認識の問題を一回出されたけれども、来そうだなぐらいのことでいいかなと。では、「迎えよう」ということにする。

→第4センテンスの2段落目なのだが、「私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く」の文章だが、主語と述語を見たときに、「私たちの新宿区は庶民のまちです」。決して庶民のまちじゃないと思うね。最初は「庶民のまちでもあります」という形だったので違和感 wasn't なかったが、ここで「でも」というのが抜けちゃったので、何か庶民だけのまちのようなイメージが感じられるので、どうして「でも」が消えたのかということと、それと最後から2段の「市民主権の下」というところだが、ちょっと違和感を感じる。（区民委員）

座長

・どうでしょう。確かに、最初の御指摘、「いろいろな人が」と言っているには最後に庶民のものにしちゃったという感じはする。これどうか。「庶民のまちでもあります」というような表現がいいという。

→「庶民のまちでもあります」のほうが、これよりはいいとは思いますが、同時にここで言っている2行というのは庶民のまちの特性ではないよ。（議会委員）

座長

・そうそう、「これでもあります」。最初のほうは何だという。

→ここは「庶民のまちです」だが、「エネルギーに満ちた庶民のまち」だということを言っているわけで、単に「庶民のまちです」というふうにならなくなると、修飾語がついて初めて成り立っているのかなというふうには思うが、「でもあります」という表現だともう一つ何かがないとおかしくなってしまうかなという気はするけれども。（行政委員）

→特に庶民にこだわっているわけではない「庶民」を取ったほうがよいのではないか。（行政委員）

座長

・賛成。「エネルギーに満ちたまちです」。

・そうしたら、先ほど出された「市民主権の下」という、この固まりってちょっと違和感があるけれども、どうか。例えば、「思想の下」とか「理念の下」とか何か入れるということでしょう。「市民主権の下」というと、もう確立されているようなニュアンスが。

→それだったら、かぎ括弧で市民主権をくくんなかったらおかしいよね。（議会委員）

座長

・どうか、「理念」ぐらいで手を打つか。「理想」にしちゃうと余り遠くに感じちゃうしね。

→ここの文言は、私たち一番譲歩したところなので。今、この前の「市民主権の旗印の下」ということそのものを削除してもらうことでやったが、条文に入れられないというところで1カ所ここに入れるということで皆さんと話し合ったが、このつながりとして、この最後から2段目の「私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、」という文章の流れからして、この言葉で「市民主権の下」という後はこの文で私は別におかしいとは思わないが。（議会委員）

→会則などがあると、「にのっとって」とか、「下ということにのっとって」とか言うね。だから、「会則の下、私たちは動いています」とか。それから、あとここに「理念」と入れると、本条例の「基本理念」というのがその後に出くる。よく前文では「本条例の基本理念にのっとり」とか、そう

いうふうなのは入ってくるところがあるので、ちょっとここで「理念」を入れてしまうと紛らわしいかと思うが。（区民委員）

座長

- ・確かに紛らわしいね。

「国民主権の下」というようなことを言ったりするが、それは国民主権というのはある意味では定義が固まっているというようなことがあるので。市民主権、まだ目標概念であったり——そこがちょっとね。ただし、おっしゃるとおりここで「理念」使うと、ほかのところで困ってしまう。

- ・「市民主権の下」、そうだね、「創造します。」だから。いいか。それでは、そういうことにする。

それでは、次に住民投票について。

これは前回からの宿題になっていて、議会案をというか、小委員会のほうで議論していただくということで、まず最初にその経過と結論について御報告をいただく。

副座長（議会）

- ・8月17日に小委員会を開き、改めてこの問題で議論した。

区民委員の皆さんの案をもとに議論したが、小委員会としては意見の一致に至りません。

1つは、住民投票条例制定委員会を——制定委員会というか、そういうのを設置し、その上で十分な議論をすべきであると。この自治基本条例の中に発議者数云々かんかんを入れ込むのは議論不足であるというのが1つ。

もう一つは、住民投票の項は自治基本条例の重要事項をなすものであり、答申を延期してでも議論をし、書き込むべきであるというような意見に分かれた。

取りまとめとして、例えば「常設」ということは文書として書き込まれているのだから、附帯意見なり、申し送りというような方法で区民委員案を書き込んだ上で区長に答申するということではいかがかと。

副座長（区民）

- ・まず我々は10分の1でいこうということでも考えていた。そのくらいの気持ちで、どうしても住民投票というものをいかにして区民の意見を酌み入れてもらうかということを考えていた。その中でいろいろほかの条例の例示を見ながら、3分の1、8分の1、6分の1のところもあったり、あとそれより低いところもあったが、そこで3分の1だったら全くこれこんなもの書かなくなっちゃっていいわけで、3分の1も通れば議会も首長もみんないろいろな形で手続ができるわけだから。

→私も実はむやみに反対しているのではなくて、議論してほしいというのは、1つは発議権者が18歳、それから6分の1の根拠というのは、恐らく地方自治法による直接請求、市町村の合併特例等に関する法律を基準にして各地域で、例を出すと豊中市の市民条例の市民投票制度の中に請求に必要な署名人数、市内に住所を有する満18歳以上の者、外国人を含む6分の1、根拠、これは特例法の第4条の11項を参考にしてつくっていると思うのだから。ただ、ここに請求権者はいずれも普通地方公共団体の議会の議員及び地方の選挙権を有する者として書いてあるわけだね。新宿区と豊中市の違いは、豊中市の場合は人口は39万人ぐらいですね。外国人の方がいるのが1.1%、それから新宿区は35万人で約11%という比率がかなり高いわけだね。当然住民というのは、地方自治法の第10条の第2項で住民は、法律を定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく——当然御存じだと思うが、これを抜かして議論されると、この住民投票条例というのは大変な行きつく場所が、私たちが考えているのと違う方向に進む傾向がある。（議会委員）

→まず、時間をかけてもう少しちゃんと会議をしてもらいたいという中で、個別条例、住民投票条例の中でやるという話があるが、今決められないことが本当にここで決まるのかどうか、それがまずあるね。それと今外国人の話が出ていましたが、例えば4万2,000人でできるという中で、外国人が3万5,600人か。3万5,600人じゃ無理なわけだね、4万2,000人ないと。例えば、外国人の方が我々は区民にとって全然利益にならないことを提示してきても、ほかの残った区民の人たちは参与しない。だから、条例、要するに住民投票が本当にできるかとなってもなかなか外国人だけじゃ、それはまず無理だろうと思う。（区民委員）

→この自治基本条例の中に入れなくても、しっかりと議論できるところあるじゃないかと。ただ、この間、区民委員から聞いた話、とりあえず18歳、6分の1でいこうと。それで、外国人問題触れな

いでいこうという。だから、私は新宿区の最高規範となるのだったら、本当にそこが触れていかなくちゃいけないところじゃないかなと私は思ったわけだよね。（議会委員）

→時間的な議論、時間的に議論を尽くしていないというのは全く理由にならない。もう怒り心頭に達するぐらいなのだね。区民検討会議が9月からワークショップから始めまして、1月まで延々とやっていました。もう10回ぐらいの会議。それで、投票権者と発議権者を入れるか入れないかからもちゃんと議論した。

私たちはその担保の仕組み、何とかして三者で別条例をつくるという担保、その仕組みを議会のほうではお考えいただきたいと思う。（区民委員）

座長

・ちょっとここで座長としての整理をさせていただくが、議会の小委員会で合意を取りつけようとして頑張ってきたのは大変御苦労さまと思う、実はこの会議の趣旨からすれば、議会の6人が一つの意見になる必要は全くないのであって、18分の1でそれぞれが責任を持って対応することになる。したがって、議会が合意を得られなかったということは、それぞれ一人一人の考えで、ここでの合意を目指すということになる。その合意が一人の反対によって成り立たないということであれば、私たちが目標としてきた多数決はやらないのだと、徹底して話し合いで決めるのだというところ、このきっかけさえもない状態に今陥っているの、あえて多数決をやるか、それとも26日の答申を秋まで延ばして延々この議論をやって、何が正解か、18歳が正解かどうかというふうなことも含めて、6分の1が正解かということも含めてとことんやると。外国人をなぜ入れないのだということについても、まだ御意見ありましようからやるぞというのか、これが2番目だね。

1番目は、多数意見ということにする。

2番目は、時間を延長してとことん議論をする。

3番目は、26日までに合意が成り立たなければ区民検討会議は区民検討会議として答申案を区長に出していく、議会は議会として出す、専門部会は専門部会として出す。三者がそれぞれ出すという道、この3つの道しか今残されていない。ということで、どの道をお選びになるか。

副座長（行政）

・多数決という話も今出ていたが、相当長い期間を経て、もともとこの会議自体の仕組みというのがどういうルールのもとにというのがなかった、逆に言うと合意をしていくのだというルールがあったという中で、最後の最後に多数決というのはちょっと余り芳しくないのではないかな。

それから、とことん議論をし尽くしてというのはいいが、条例をいつ提案するのだというようなことが実際には起こってくるので、いかがなものかなというふうに思う。

→例えば区民委員の6分の1というお話があり、また議会委員から3分の1という数字も披露されましたが、これはどこで決めるか、決め事だと思う。それで、6分の1とか18歳についてはそのトレンドというか、全体の中では確かにそういうところが多いでしょう。でも、それは科学的な根拠はない。理論的な根拠はない。だとすると、別に6分の1じゃなくてもいいという議論は一方で出てくるのだよね。議会委員がおっしゃっているのは、住民投票かける案件ってすごい大事な案件だから、それはある程度ハードル高くしたいという思いはわかる。それで、なおかつ外国人を排斥しようという趣旨じゃなくて、外国人も入れた上で、それでしかも18歳ということも、それで3分の1にしよう。それはそれで私は一つ理由があると思う。だから、最後どこで決めるかってなかなかその尺度というのが難しいのかなと感じている。それで、何が絶対的に正しいかと言えない中で、こういう形でなかなか議論がまとまらない。多数決って私はやはり避けるべきだと思う。やはり一定の皆さんでコンセンサスを得たものを出していきたいということで、先ほど針谷委員のほうからもお話出しましたが、ここで議論したものをいずれにせよ別条例で住民投票について定めますから、そこにしっかりと流し込めるような担保というか、そういう仕組みを考えて、それでそちらのほうに落とし込んでいくのがしこりが残らないやり方なのかなという気はする。（行政委員）

座長

・なるほど。では、提案の出し直しをしよう。

最初の議会委員からの提案にもあったが、答申文の中には附帯意見、または参考意見として明記するというのでどうだ。特に、これは区民検討会議のほうでも恐らくなかなかうまくは説得できないかもしれないので、ちょっと6人で検討してみてくれ。休憩にする。

休憩 午後 8時12分

再開 午後 8時40分

座長

・それでは、再開する。

→先ほどの説明で大分誤解を受けるような言動があったようで大変申しわけなく思っている。

私は、実は何が言いたかったかといいますと、地方自治法による直接請求とか請求権の問題については、この数をこの地方公共団体の議会の議員及び長の請求権を有する者という制約を外した場合、分母が変わっていくと思うのですよね。その分母が変わったことにどういうふうに変化して分母を変えていくのか。そういうことも含めて、分母のことについて僕は申し上げたかったのだが、特に外国人の問題を随分強調したというところで誤解を生じているかと思うが、私自身はそういう思いがあり、18歳、6分の1という根拠の問題からしても、いろいろな状況の問題で分母が変わっていくものがあるので、それを議論してのせてほしいということを言いたかった。（議会委員）

座長

・これどうするの。皆さんに配付された。ちょっとこれ提案者から。

→申しわけありませんけれども、今佐原委員がおっしゃったことですから、休憩中にお話し合いがなされたか。そういうことについてのお話はなかったように思うが、聞いちゃいけないことか。

（区民委員）

→自民党の皆さんが控えていて休憩をとった。外国人問題で反対しているわけではないということは誤解を受けているから明確にしないと、こういうことだ。議論不足だ。6分の1という根拠について、3分の1、4分の1、5分の1、6分の1、そういうことを議論させてほしい。外国人問題でないということを釈明したいということを受けたから、今ちょっとやってくれと、こういうことだ。

（議会委員）

→本来、私が今言った3分の1ということだが、これを①、②、住民のことについて検討していただいて進めていただければ自民党としてはのみみ込めるという判断をした。（議会委員）

→条例に規定するという方向だね。（区民委員）

→これは附帯決議ということで、いやいや、附帯決議に入るよ。（議会委員）

座長

・附帯決議は条例ではない。

→今多分質問が。その自治基本条例についての答申をするでしょう。その答申のときに、この附則、附帯決議を入れていいのかと、こういう話だね。（議会委員）

座長

・休憩の間にそのことをちゃんと詰めたかということね。

→これは附帯決議として条文ではなく、附帯決議としてなら了解できるが、先ほど申し上げたとおり、もっともっと分母のほうも議論していただいて、検討していただきたいと思っておるので、今申し上げる数字であれば、18歳以上、3分の1というところが私でお返事できるところかなと思っている。

（議会委員）

座長

・ということは、こちらからは進展はないと。区民委員の方たち、話し合いの結果。ちなみに、これについても話し合っていた。その結論は。

→一応附則ということで、この中身に関しては担保になるがという部分はみんなで理解した。

それとあと答申についてのこういうものと、あと附帯決議、こういう形は残るけど、今もとすることということ自体はまだ何という部分があるし、かつこれがもし今これで残るが、今度、改選があって、そのときにまたこのものが生きるかということになるとどうか。その部分が我々は担保されているという意識はないということを理解している。（区民委員）

座長

・なるほど。ということは、休憩前と何も状況が変わってないので、議会案について、これでいこうという合意も形成できないということなので、これはどうしましょうか。

やめにしますか。3年間、私も大変くたびれてきた。多くの面で敗北感が大変深いと。

→この分母のところでもう少し検討していただけないか。要するに、住民というところで、また日本国民、普通地方公共団体の議会の選挙権を有する者の人数を外す、またはそういういろいろなケースのもとで分母を変えて検討することはできないかということ。を提案をしたいわけ。いろいろな状況、検討事項として入れてもらえないかなということ。（議会委員）

→自民党は外国人の問題について、ここで議論しようということじゃないよね。3分の1というのは、要件は重大な案件を住民投票にかけるから3分の1にしよう。区民の代表としては6分の1だと。6分の1というと約4万2,000人、3分の1とすれば8万4,000人、どこで線引きするかって、その話だよ。それを議論してほしいということでしょ、おっしゃっているのは。それを明確にしないと、区民の皆さんわからないよ。（行政委員）

→もう一つ明確にお願いします。今おっしゃる分母だね。それを今議論したら、その条文の中に入れるということになるのだよね。ここの答申のところでおっしゃっているのか。（区民委員）

→住民投票においては、区政の重大な問題ということで、一つは区長のリコール問題と同じ大きな問題が3分の1であるということが1つである。あとそれと、今言う6分の1というものをもう一回この2つについて議論していただきたいということ。（議会委員）

座長

・だから、区民側は6分の1を主張しているが、3分の1でどうだと、こう言っている。

→今3と6と出たが、例えば乗率で言えば4分の1とか、幾つか、それからどこの市だったかね、5分の1とかあるわけだよ。3分の1から6分の1の間で。だから、そういうことの合意がぎりぎりの中であるのかないのか。3分の1にこだわると多分議論にはならないと思う。（議会委員）

座長

・議会の持っている権限とのバランスの問題というのがあって、どこまで住民の発議で投票に持ち込むかという、それは言ってみれば先ほども行政委員がいうように正解なんかない、いろいろなところで試行錯誤し、本当に毎月でも出てくるようであれば、万々歳というようなものだが、一部の市民からはそんなに住民投票ばかりやっていてどうするのだという声があれば、また厳しくするとか、そういう段階に今日本はあるのだという気がする。だから、これは何が正解かというのは探してもしょうがないので、まずそれでやってみようということをどこかで決断しなければいけないという。

事務局

・もう一回、区民代表委員6人で10分ぐらい時間いただいてよろしいですか。

→私たちの議論不足をある意味棚に上げて、そちらに何か結論をゆだねるというようなふうに私はどうしても聞こえてしまう。だから、外国人のことじゃないと、要するにハードルの高さの問題だということであれば、そこはとことん議論していない。だから、こちらの小委員会でもっと議論をしなきゃいけないところで、申しわけないけれども、少し待っていてくださいというぐらいのところを言うべきところじゃないかと思うのだ。私2年、3年もかけようとは思いませんけれども、少し時間をいただけないかという、そういうところなのではないか、今は。結論を急いでほしくないなというものもあるし、どうか。（議会委員）

座長

・26日答申というのは、副座長会議で決まっているのか。私が設定したわけではない。

副座長（行政）

・26日の答申の件は、副座長会で第3回定例会に上げるぎりぎりのところという設定だ。

副座長（議会）

・例えば今日今初めて3分の1、6分の1条件同じということで言えば3分の1、6分の1ということになっているわけだけれども、私たちは3分の1も議論していないよね。6分の1がずっと、6分の1でいいという意見があって、しかしそれは本条例には、自治基本条例には数字を入れ込むべきじゃないと。時間をかけて議論すべきだということだけれども、3分の1という数が出てきたということは、21日の小委員会で6分の1と3分の1で、この間も含めて議論をしていいということならばそういう議論になるけれども、ただ、6分の1はびた一文動かないということになっちゃうと、それはなかなか難しい。

事務局

- ・また6人で10分ほどいただいて、今の話を受けて、少し議論させていただきたいと思います。

休憩 午後 9時06分

再開 午後 9時25分

座長

- ・さて、どなたか口火切って。

副座長（区民）

・本文のほうに区内に住所を有する18歳以上の者のうち別に定める者という形で、18歳以上ということに関しては、発議権者と、それから投票権者ということは同じという考え方をしていくと。それで、あとその部分に関して、6分の1の住民の範囲内でそれを住民投票条例の中にそれを定めていくというか、我々もずっと外国人という形でそのことを触れていないわけではなくて、触れてきたのだが、意図的に住民イコール外国人を含むということの前提論で区民はみんな話をしてきた。ただし、ここでまた住民の定義をまた1つ決めていくということになると、これだけでもまた半年ぐらいまたかかってしまう部分があるので、これはどうしてもできないので、だから、住民という定義に関しては別に条例にゆだねる形、それで18歳以上の者で別に定めるという形を意図的に考えたということ。だから、一応これを本文に入れていただくという流れでいけば、そうすると、例えば外国人の住民がこれからふえたりとかいろいろな形で流動的な数字になってきたときに、その6分の1という数字が余りにも姑息にならないような配慮をしつつ、そういうふうな今うまい言い方をしていなが、そういうことを本文の中に入れるということと、それから、今までここに書いてきているこの内容に関して、やはりちょっと総取っかえ的な部分も少し考えなきゃいけない部分もあると考えている。

座長

- ・相当程度の譲歩、角を落としていただいたなという気がするが。

副座長（行政）

・解釈すると、決めるのは18歳以上ということと、6分の1以内というところは決めましょうと。で、住民についてはいろいろな議論あるので、別の条例で決めましょうと。要するに、6分の1以内を含めて別の条例で決めましょうということなので、提案のあった附帯決議ではなくて、その部分を条例の中にできる限り入れ込んだ上で別条例に持って行ってくださいねというようなことだと思うので、案文はよろしければこちら側で、今の発言を伺った上で、さらにそれを入れるとすると、議員の発議ですとか区長の発議だというものを多分盛り込んでいかなくちゃいけないのかな……

副座長（議会）

・さっきのその議会委員が言った趣旨は、18歳以上の住民というのは外国人も含む。そのかわり6分の1じゃなくて3分の1だと。だから、外国人の問題はこれからもう一回議論しようというのではなくて、18歳以上住民、それは外国人も含むと。それで3分の1だから、それをもっと、だから、逆に言うと6分の1と3分の1のところを議論してもらえないかと。例えば5分の1でどうかと。

副座長（区民）

・そういう議論じゃない。我々も今ここで住民という定義をされると、その定義でまた住民の定義をお話するのに、来週の月曜日しかない。だから、この住民の話はこの月曜日で決まらないね。だから、住民というものの定義を避ける意味で、こういう形でやってもらえないかというところが、我々の案だ。だから、今、割合の3分の1、6分の1というところは、我々のほうは6分の1でやっていただきたいということ。

→では、案の整理したものを読み上げさせていただく。

区内に住所を有する年齢満18歳以上の者で、別に定める者からその総数の6分の1以上の連署をもって発議があった場合には、住民投票を実施するものとする。これでよろしいよね。ということだから、住民のところはどういうふう構成するかは別に決めましょうというつくり。ただ、6分の1ということと18歳は変わりません。これを本文に入れてくださいと、そういうお考えだね。これを議会側がのめるかどうかということだね。今この場でめないのであれば、小委員会で検討しちゃうという話になる。（行政委員）

→区民の皆さんは、もともとこの外国人を含むかどうかをペンディングした状態のままで6分の1と言っていたわけか、そもそも。（議会委員）

→その区分は、当初からここで定めるよりは、そちらのほうで別で定める条例のほうで決めてもらえばという話はしていた。（区民委員）

副座長（議会）

・議論して、その根拠を明確にしようということを言っているわけだから、6分の1を時間ずらして、それでこれを3分の1にしようとか、時間稼ぎだというふうに思わないでくださいよ、それは。我々はそんなつもりで議論してきているわけじゃない。だったら、6分の1のもとになってね、18歳以上、外国人も含めて住民というのを前提にして、そして、6分の1なのか、5分の1なのか、4分の1なのか、3分の1なのかという議論をしてもらえないかというふうに私は言っている。5分の1と言っているのだから、5分の1の根拠がないわけじゃない。だから、それは意味がわからない、住民投票条例の中で区民案をもとに精査しましょうという話だ。そのときに6分の1ということがコンクリートされていたら、精査にならないでしょうという意味だよ。でも、わかってほしいのだよ、そこは。議論したら6分の1でいいというふうに全会派になるかもしれない。だけれども、根拠がはっきりしていないということの中で、そこは今煮詰まっていけない。だから、20歳以上、外国人も含めて6分の1だったら、18歳以上、外国人も含めたら5分の1ということで、合理的な根拠になるのではないか。だって、外国人を含めないなんて決められるか、私たちに。この自治基本条例をつくるのに。決められないでしょう。6分の1か5分の1じゃないですよ。

事務局

・外国人の範囲、要するに資格者、短期滞在とかそういう外国人も全部入れるのかというところで議論がまとまらなかったという経緯がありますので、具体的な範囲が厳密に定められなかったので先送りしたということで、外国人を含めないということでは考えていません。

→本文に入れるということは、この6分の1、18歳以上というのはちょっと異議があるが、これちょっともう一回検討していただきたい。今、議会委員が言った18歳、3分の1から5分の1までということで、何とか折り合いをつけられないだろうかということをお願いをしていたところなので、これだと結局は住民のところ、やはり紛らわしい、先ほどはちょっと紛らわしい点が出てくると、やはりハードルのところが3分の1と6分の1というのは中身で変わっていくと思う。だから、できれば議会委員の発案の18歳、5分の1を支持していきたいと思っている。（議会委員）

座長

・もう一回検討か、ではもう一度。では、10分間休憩。

休憩 午後 9時46分

再開 午後 9時55分

座長

・それでは、再開する。

休憩中の話し合いの結果について、どちらから報告、では、議会。

副座長（議会）

・骨子案のところの①。次のような形でいかがかと。したがって、これは自治基本条例本文に書き込むということ。

①区長は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、区内に住所を有する年齢満18歳以上の者で、別に定める者から、その総数の5分の1以上の連署をもって発議があった場合には、住民投票を実施するものとする。

副座長（区民）

・一応このお示しいただいた仮案という形でよいのではないかというふうな形で検討した。

座長

・これをもって素案に書き込むこととする。大変お疲れさま。

副座長（行政）

・今の決定を受け、そのほかに区民案のところ、ちゃんと議員の発議、区長が発議できるとかというのもあるので、区民の発議の割合が決まったので、あわせて議員の発議は12分の1以上、区長も発議できるというようなこともバランスとしては盛り込むべきというふうに思うので、それは御確認していただければと思う。

座長

・個人的には反対。だって、区長が何の権限があって一人の判断だけでやれるのだと。住民何万人も集めなきゃできないのに。議会の12分の1というのは、普通の発議のときの議決の要件と同じだから、何も定めたことにならないという見解を持っています。ただ、区民検討会議でそこまできっちりみんなで勉強して、議員と長にもバランスを与えようという結論になっておるので、座長権限ないので、それで結構だ。記録にとどめておいていただきたい。

では、そういうことで、それはこの区民案のやつを下敷きにして文章はしてくれるという。わかりました。

・次は、地域自治について、検討チーム3からの御報告を。

→それでは、過日に資料3の30ページ、通ページで30ページ。地域自治。

素案に盛り込むべき事項(2)で説明をしますと、理由としては、骨子案の地域自治区を区が設けるということを書き込むことは拙速ではないかという意見があり、ごめんなさい、骨子案の上の②「区は一定の地域区分を定めた地域自治区を設ける」ということを削除した。

骨子案の③「地域自治区ごとに置くことができる」というところの地域自治区を「地域区分」というふうに変えた。あわせて、骨子案⑤の地域自治区の部分を素案のほうの④として、地域区分と直した。

素案に盛り込むべき事項の④「地域区分及び地域自治組織に関し必要な事項は」の次に「この条例の理念に基づき」というのを入れて、別の条例で定めるという形にした。(行政委員)

副座長(区民)

・Fの地域自治組織の中の2を除いて1、3、4、これを入れてほしいというところが区民の要望である。よろしいか、この黄色の資料、資料5の7ページ目、このところで、いわゆるここで始めて住民という言葉を入れて、その住民の自治を尊重しということで、特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が主体的に設置するという形の地域自治組織の活動を促進するものとするという文言と、あとは区は自治組織を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。それから、地域自治組織に関し必要な条例は別に定めるというふうな3つの項目を盛り込んでほしいというのが、区民サイドの考えだ。今、先日区民の中でも、本当に住民という、前にお話があった血の濃いとか薄いとかというふうな、住民の中においても、まず住民を尊重してくださいよという部分をどうしてもこれ入れてほしいというところがあると。

→その素案の1番の地域自治を推進するということが消えてしまうのだよね。区民案の(1)に置きかえると。活動を促進するというのは、その活動を促進する、もっと広い地域自治を推進していくのだというのがまず1番でいっているわけだよ、素案は。その後、そのための組織を置くことができる、で、必要なものをそろえるという、順番があるのだと思うね。(議会委員)

→これはとっても区民検討会議では議論というか、こだわる方たちもいて、かなり時間もかけてきたところで、先ほどお話があったように、やはりここは地域の特性を踏まえということで、その地域に住む住民ということをやはり強調していきたいという意見があった。(区民委員)

副座長(行政)

・ここでまた区民、住民の議論になっちゃうのだと思うが、そうすると、もしかすると、区は地域の特性で踏まえた住民の自治を尊重するというのは、理念的なものなのかなと思い、地域自治組織としては、区民はという今の表現でないと、全体の区民のトーンが相当変わっちゃうのかなという気がするね。そうすると、理念のほうでちょっと考えなくちゃいけない部分かもしれないが、それを何とか住民の自治を尊重するというのを理念に盛り込むとしても、地域自治の部分で住民自治の尊重を言わないほうが、地域自治としては全体の区民の定義との関連も含めていいというか、全体のトーンが合うのかなというふうには思うが。

座長

・区民が主人公のという、あの基本理念のところをね。なるほど、了解した。

・これを素案に入れるということにする。

次はその他検討を要する事項で、これまでに検討チームで作業をお願いしてきた分だ。

副座長(行政)

・(4)のところ、パブリックコメントでちょっと説明を少し加えてほしいと、突然のような気が

するというような意見もあったので、説明を加えるというふうにして、下線の部分を加えた。「わが国は、2000年に400本以上の法律を改正した」というようなことを書きまして、地域のことをだれがどうやって決めるのかということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて区政運営の原則を定め、区民、区議会、区長等の役割を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とするということだそうですというふうに、下線部分を、ちょっと長いですが、つけ加えさせていただいた。

・続いて、5ページ。条例の基本理念について、地域懇談会や区民討議会、その他のところでも、市民主権というような言葉がいろいろと問題というか、指摘されており、それは前文に盛り込もうというようなことで、7月29日の検討連絡会議でも話がされたところ。

骨子案では、①、②、③、④という形だが、見出し的に使っていた文章をやめて、①として「区は、人権を尊重し、ひとりひとりを大切に作る区政を行う」。②として「区は、区民が主人公の自治の実現を図り、区民は自治の担い手として地域の課題を解決するものとする」として、③と④は、相当重複している部分があったので、③にして「区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本に構成される」というふうにした。それで、やったことは、素案には本文を盛り込むことで、その見出し的なものはやめたということと、主語を統一して、区はというような出だしにさせていただいた。④を削除して③の本文を残したと。

それで、あわせて、左上6ページのところで、(4)のところで説明文だが、この説明文については変えなくてはいけないというようなことになったところで、後日の検討というふうにさせていただいた。

→③の一番最後に「区民自治を基本に構成される」という文言が、何だか前文におくれをとるような嫌いもあるし、また、これでは何か意味を付加するにもう少し必要な言葉が要るのではないかという気もするのですが、「区民自治を基本に構成される」というのが何かすんと落ちないよね。何を言おうとしているのか。(議会委員)

→区民自治を基本とすると変更させていただく。

用語の定義のところだが、用語の定義は先日御了解もいただいたところだが、(4)の説明のところで、パブリックコメントや地域懇談会の中でも自治をやっていくのは、例えば用語の定義のところで新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、さまざまな主体が担い手となることが欠かせませんというようなことで、パブリックコメントの答えですとか、地域懇談会でも答えておりますので、今の区民のところだと、まず住民としというようなことで、その辺のところをちょっと明確にパブリックコメントや地域懇談会で話していたような説明文をちょっと加えさせていただきたいというふうに思っておりまして、これはチームの中でまだ検討していなかったことですが、パブリックコメントですとかといったところと整合性をとって書いたほうがいいのではないかとこのようにちょっと考えているところだ。(行政委員)

座長

・素案の文章そのもののところも数カ所あるが、説明文のところもあった。これ双方含めて、いかがか。よろしいか。

副座長(行政)

・実は、最終的にまた出てきて、ここに区民のほうでは〇〇委員会を、要するに最高規範を担保する意味でも、これを設置してほしいというような要望が出てきまして、今のところ。それで、実際は私、チーム1だが、話の中でいろいろな形で進行管理だとかということで、その部分を委員会の目的や仕事のイメージはどうなるかとか、形骸化するというふうな話し合いは実はしたが、そうすると、本当の最高規範を担保するためには、この条例をどういう形でチェック、あるいはかかわっていくのかという部分で、初めてここが最高規範を担保、区民サイドもできるのではないかとこのように話が浮上ってきて、その部分をちょっと討議させていただきたいが。

座長

・提案があった。これはこの黄色い資料の「区は、本条例の遵守と適正な運用のため区民・議会・行政で構成する〇〇委員会を設置する」と、これに当たる部分だね。進行管理委員会はちょっとかたいかなという感じがするね。

→この〇〇委員会をつくっていただきたいというのは、制度の検証とか見直しとかじゃなくて、地域に周知していくということも含めて設置していただきたいというのが、区民のほうからの意見だ。だ

から、これとはちょっと何か、もうちょっと違うのかなと感じるのだが。（区民委員）

座長

・ 検証のための委員会と2つできる可能性もあるということだね。ちょっと煩雑かな。

→ 進行管理の委員会を念頭に話をしていたが、周知という話を出していただいた。周知という意味合いでいくと、皆さんに使っていただいている新宿区の職員なり、新宿区として周知を図っていくのが筋だというのがまず第一にあり、いろいろな御協力をいただけるということであればというか、一緒にやっていただけるというふうなことからすれば、条例で定めるのではなくて、別途そういうような委員会がいいのか、ワーキングチームがいいのかちょっとわからないが、そういうのをつくるのが現実的というか、つくっていくべきであって、そういうものも条例に全部盛り込むというのはちょっと無理があるのかなと思うので、その辺また何か周知の方法とか、いろいろ伺いながら、何かいい方法を考えていきたいなというふうに、一緒に考えていきたいなと思う。（行政委員）

座長

・ どうですか。つまり、いずれにしても、設置するには区長なりが委員をお願いしてというふうなことになるわけで、形は一緒なのだね。一緒なので、ただ、4年に一度の検証のためだけにつくるというのではちょっと不服だと。日常的な活動なんかもできるようにしたいと。周知徹底とか、中には研究したりするところもあるらしいけれども、という意味では、この素案に盛り込む事項の「この条例の理念を踏まえ」の後あたりに、何か設置の目的を足し込むことで可能になるかどうかということと、ちょっと検討の余地があるかなと。なかなかいい文言、私も見当たらないのですけれども。

区民案のほうは、これ常設だね。

→ ちょっと余分な話になるが、一応区長が設置すると、どうしても区長の必要な時期に基づいてつくっていくという流れになってくるから、それでは本来の意味にはならないだろうから、そうすると区民だけでやっていくのかということになると、今、前から話があるような区民会議の後にみんなが残ってずっと継続していくという、そういう人の集まりがあるが、例えば今これ自治基本条例のもので、その流れの人たちが集まってやっていくという話もあったが、それだけではやはり本来の意味の、いろいろな人がまじってこない、周知だとか、あるいはみんなの地域の本当の課題だとかそういうものが見えてこないだろうと思うから、だから、そういう部分も含めたひとつ何かの形を行政主導ではないのですけれども、そこを位置づけ的に区民サイドの位置づけ的なものは何かできないものだろうかというところが本来のねらい案ではないかって感じている。（区民委員）

→ 今のは、事業として実施するというのは十分理解するところだが、条例というのはまた別のものなので、そこに盛り込む内容ではないというふうに思う。事業として実施するということだとすれば、いろいろ御意見とか、どんなことやりたいのだというふうなことも両者、もしくは三者でいろいろな検討した上で、そういうものを置いていくというのは考えられると思うが、どちらかという事業ベースに近くて、条例にはそぐわないものかなと思う。（行政委員）

→ 先ほどから議会も理念条例というお話が出た。それから、行政も今、理念条例って出た。その話、一回もしたことないね。なのに、両者は理念条例だ、理念条例だと言っている。理念条例って何なんですかねと。（区民委員）

座長

・ 前にも申し上げたが、私は基本条例の中にこの手の委員会を書き込むということには、初めから反対だ。条例の中で議会を設置し、区長を設置し、そして、自治推進委員会を設置するといったら、組織法上どんな関係になるのだと。だから、僕は枢密院と呼んでいるが、そういうものをつくってどうするのだと思っているが、実は市民とか区民の多くは、それがあって、今後自分たちはこの自治基本条例を育てていくというようことにかかわりを持てるのだという安心感というか、きっかけというのか、そういう位置づけが大変強いようにちょっと思っているおるので、否定はしないが。やるのであれば、先ほどからちょっと出ているように、この4年を超えない期間ごとに見直すのだよという条文とは別に、例えば自治推進委員会の設置なら設置という形で目的も書き込んで設置するというほうがすっきりするという気はするね。

→ 中身をしていただくのが決まっていなくて、委員会だけを設置しちゃうというのは、ちょっとそれこそ議論しないとまずいという話になってしまうので、ここは原文で入れさせてほしいという状況だ。（行政委員）

座長

・ただ、その意気込みと動機はとても大事にしなきゃいけないので、繰り返しになるが、そういう動きを区民検討会議の皆さんたちは引き継いで、区民の運動としてやっていくという、そのことがむしろ大事なのだろなということはある、今回のこれも答えにはならないが、そういうふうにして、むしろ今後区長が検証するときにどのように絡んでいけるかということ、もう少し議論しておいたほうがいいのかという気はする、そういうふうに区長、さっきから何回も話しているのだけれども、これが区民参加の担保にならないというのを、区長がどう選ぶかということについての信頼関係がないということなのだよ。だから、それを一々区民から何名、議会から何名と書いたら、いけないよね。区民の場合には、区民検討会議に入っていた人がとか書いたらますますばかだよ。

どうか、これ、やはり委員会設置は相当きついか、外すと。

副座長（区民）

・行政サイドのほうに、例えばこの条例に関しての問い合わせがどこにすればいいか、前にお話が出たと思う、それを周知することによって、そこに相談というか、こういうことがあるよという情報がキャッチできるだけでも結構大きな役割になるかと思う。

副座長（行政）

・必ず条例は所管が決まっているので、今このままいけばというか、基本的には企画政策課がこの条例を所管するということになると思う。

座長

・そういうことで進めていいですか。はい。

→最後になるが、この自治基本条例、検討チームの2の方たちは大変検討した結果だと思うが、この条例に限って、子どもだけが入ってくるということと、それから、1つはここに子どもが入るならば、障害者の問題、高齢者の問題が必ず入らなければいけないのではないかなと思う。教育とか子どもというのは、この自治基本条例の中で区民の一人として、やはり一人の人間として認知されているのではないかなと思うわけだが、それで、この子どもの条項だね、どちらかと言えば削除をしたほう。なぜなら、子どもだけが見るあれじゃないわけで、そこに高齢者なり障害者が必ずついて回らと思うのだよね。そういう意味では、子どもの欄は、抜いてほしいなというふうな感じがする。（議会委員）

座長

・それはある意味議論済みというふうにしたいところなのだけれどもね。その上で、いろいろ意見が出たので、それを集約したところ、大体こういうふうな社会の一員として、これは多分子どもの権利条約なども念頭に置いての話だと思うが、というところでここに落ち着いてきたと。

もう一つは、区民検討会議で従来から言っている教育を受ける権利とかね、ということについて、ちょっと入れたらどうかという提案はあるが、障害者や高齢者も書くべきだということまでいくと、話はふやしということにちょっとなってしまうということを私は危惧している。

→すこやかに育つ環境には、教育が必須、入っていると思う。（議会委員）

→今さら持ってきてとおっしゃるが、やはりすべてを総ざらいした、区民検討会議でも。全部を。そういうときにどうしてもこれだけはという、これだけと、さっきの推進、そういうことだけなのだよ。総ざらいしたときに何もありません、はい、全部オーケーという話ではないよね。（区民委員）

座長

・今、検討チーム1からの説明について質問していたのだが、もう「2」とか入っているし、検討チーム2のほうから説明をお願いします。

→（4）（2）の説明の中の2段落目の頭のところ。区長の役割としては、区長は、選任と書いてあるところだが、一応これを選出という言葉に直したいというふうに考えている。これについては、パブリックコメント、またはこの間の懇談会の中でも、以前は区長の公選制ではなく、官選制のときにこれを選任という言葉が使われているので紛らわしいと。よって、選挙という手続を経て任命はされているのだが、わかりやすい言葉として選出と変えたほうがいいと。

2点目。こちらの（2）5の素案に盛り込むべき事項①で。内容としては、下線が引いてあり公正・公平な視点に立ちという文言を入れるべきではないかという結論で書いた。理由としては、これもちょうどパブリックコメントの中で出てきたが、その公正・公平の後ろにある、当初は効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるという文章だが、これだけだと、結果的に弱者切り捨て、効率

優先という意味合いが強いのではないかということで、そういった方々の視点に立ち、かつ公平・公正な判断というのを言葉的にも入れるべきじゃないか。（行政委員）

→区の行政機関という言い回しが、これも議論があってここに落ち着いたという経過は覚えてはいるが、ちょっと会派に持って行って見たときに、区の行政機関って何て言っているの、何のことを言っているのというふうなことがあり、いわゆる執行機関というようなことがほかの条例ではあるが、それをそう言いたくなくて、こういうふうにしたのだよね。逆にそれがわかりにくく見えるよというふうに言われ、ほかのいい表現を考えようよと言ったのだが、それが出てこないという段階では、これの説明を定義でするか、定義でしっかりいかなければ、せめて解説でしっかりするか、必要じゃないかという意見があった。（議会委員）

→特にひな形は、行政機関という言い方は今までしたことがないので。

・それを表現としてわかりづらいということで、区の行政機関という言葉にはしていたのだが。用語の定義の中で、そういったものもそういうふうには定義しておかないと、不明確になってしまうのかなという思いは持っているが。条例の策定上はそういったこと、ほかにも職員という言葉も非常に範囲が広いので、用語の定義で今、区民だけだが、それを今回、今までの議論を踏まえた形で、職員とは自治法で定めるこういう人をいうのだというようなことは、用語の定義で定めておかないと、後々不明確な職員のままでいってしまうのではないかというようなことはあるし、行政機関についても、定義としては入れていくというのが文章構成的には少し議論されているところだ。（行政委員）

座長

・ただ、いずれにしても、具体的な条例化に当たっては、そこをはっきりさせないと、対象がわからなくなっちゃうのでね。その場合、監査委員なども一応執行機関には入っているというか、条文上は入っているようだけれども、しょうがないね、そういうことだね。

この場合は、だから、行政機関には監査委員も入っていると考えて。ですね。それはどこかスペースがあったら、本当はちょっと説明書きにしておいたほうが、実際の実稿作業のときには楽かもしれないなんて気はするが。従来言われているものを列記しておけばいいと。

・そうだね。それちょっと入れておいていただけるか。しかし、これから検討チーム開くわけにもいかなないので、専門委員のところちょっと加えていただくということでよろしいか。

→職員の責務というところだが、素案の①の「新宿区を愛し、区民との協働の視点に立ち」というところがあるが、区民との協働の視点、「協働の」が要るのだろうか。もっといろいろな区民の視点に立つべきじゃないかと、ちょっと引っかかり、小委員会でも提案したら、「との協働」を取って「区民の視点に立ち」がよいのではないか。

それから、説明の愛区心という言葉が愛国心につながるような言葉であり、ちょっとこういうのは引っかかるということで、会派で言われまして、議会のほうに持っていったら、それも消してもよいという意見をいただいたので、そこも検討していただければと思う。（議会委員）

座長

・愛区心という熟語はあるの。例えば基本構想とか何かに入っているとか。では、これ要らないということでよいのですね。「との協働」を削除するについてはどうか。

・では、これ取ります。

・区民の視点に立ち、自治の実現に努める。ほかの意見を求める。よろしいか。

・それでは、チーム3からの御説明をお願いします。

→チーム3は、本日区分ゼロ、6、7大変御議論いただいたので、ここでは特にない。（行政委員）

座長

・なし。そうすると、以上で検討チーム等が終わったので、今までとは別、もう大分出ているような気がするが、この全体の検討シートの中で、まだここは論点残っているんじゃないかというようなところがあれば、各委員から出していただくという時間をとりたいと思うが、何かあるか。今の1から3でもう出ちゃったのだろうかと思うながら聞いていたが。

→全体の整合性、役割と責務というのは、前にも一たん議論したことあるが、責務は区民についても責務だし、議会についても責務、区長だけ役割という言葉で表現が残っていると、ちょっと区民の責務という定義があって、区民は権利と責務があるが、議会も議会の責務、議員も責務になっている。区長だけが役割、それから、行政機関も役割と責務というふうに2つ並べているが、あえて当初の議

論だと、役割のほうが少しやんわりとした表現というが、逆に区民サイドに対して責務としてあるのに、区長のところが役割というふうな感じで定義されているということを考えると、文章の中身を見ても、区長の役割のところに「行わなければならない」というかなり強い表現でやるとすれば区長の責務、あるいは職員の行政機関の責務と統一をしたほうが、全体の中で役割、責務をどう使い分けたのか、結果として不明確になっちゃっているのかなというふうに思う。（行政委員）

座長

- ・そうすると、一番簡単なのは区長のところも責務にすれば早いね。それはいいか。
- ・一応これで素案に盛り込むべき事項についての検討を終了する。

パブリックコメントと、それから、答申の形式というか、形については次回でいいの。24日で。

事務局

・パブリックコメントは、次回24日の議論としたいと思いますので、各委員、回答内容をごらんいただきまして、何か指摘があれば次回指摘していただきたいと思います。もう一点、資料7の自治基本条例素案構成案たたき台でお示しさせていただいておりますが、本日の議論を受けて、この素案の構成案の形でできれば次回つくったものをお示しさせていただきたいと思っており、そこだけこの内容で構成をつくっていいかどうかだけ御議論いただきたいと思いますので、お願いします。

→用語の定義は、できるだけ早く持ってくる必要があるかなと。読むための解釈。通常の条例だと、用語の定義って随分上だよ。目的のすぐ後ぐらいに来ないか。その辺は、読む人は定義が早く来たほうが読みやすいのかなと思うが、これではちょっと遅いような気がする。（議会委員）

座長

- ・確かに条例の目的のところにも区民という言葉出てきてるね。次の基本理念にも出てくるので、それは早いほうがいいと。

事務局

・この構成でとりあえず案をつくらせていただいて、お示しして、その中身を見ていただくと。つくりに対して、案はこの形でとりあえず着手させていただいていいかということを確認させていただきたいということです。

座長

- ・「はじめに」は23日中に書けばいい。きつくなっただけ。この構成案についてよろしいか。
- ・では、これに沿ってまとめていただきたい。パブリックコメントについては次回お諮りをする。

事務局

・次回の会議ですが、この条例の正式名称についても議論していきたいと思っています、それぞれ何か名称ついて提案等ございましたら、来週月曜日までに御提案いただいて、それも題材にしてこの場で議論していただきたいというふうに考えております。

座長

- ・それでは、散会する。

事務局

・あと素案の説明が記載されていないところが幾つかございますので、素案の説明書き、必要などころにつきましては、それも追加の上、月曜日までに事務局までお送りください。それは専門部会委員の方にとりあえずつくっていただいて、それをこの場で次回確認していただくという形をとりたいと思いますので、専門部会の委員の方、よろしくお願いします。

散会 午後11時32分